

## 第6章 その他の景観形成のために重要な事項

### 6-1 屋外広告物に関する事項

---

景観を考える際に、看板などの屋外広告物はとても重要な要素です。広告物は適切な情報を提供し、にぎわいや活気を醸し出すことができます。その一方で、目立つことばかりを意図すれば、周辺の景観の魅力を損なうだけでなく、類例とのあからさまな競争へと進み、結局は情報提供の効果が薄れてしまうこともあります。そのため、屋外広告物に対しては、掲出場所、形、規模などに対して、適切なルールが必要です。

景観上重要な要素である屋外広告物ですが、その具体的規制は、景観計画や景観条例で定めるのではなく、別途広告物に関する条例によって具体的な規制等が定められます<sup>1)</sup>。宮田村では、すでに長野県屋外広告物条例が適用されています。条例では、屋外広告物の表示設置の禁止や許可等に関することが定められており、宮田村内では、第一種低層住居専用地域と中央高速自動車道沿いは広告物を掲示できない禁止区域となっています。

景観法の制定にあわせて、景観行政団体となった自治体が独自に屋外広告物に関する条例を制定できるようになりました。そのため地域の特性や景観計画と対応した独自の屋外広告物条例を制定する市町村も増えています。宮田村においても将来的にその検討をすることが考えられます。

それまでは、長野県屋外広告物条例によるとともに、村、事業者、住民の連携によって、屋外広告物やサインに対する関心を高め、景観形成に寄与する取り組みを進めていくことが重要です。具体的には以下のような配慮や取り組みが考えられます。

- 宮田村の景観の価値についての意識を高め、3-2で示した区域ごとの景観の特徴や景観形成方針への理解を共有するなかで、屋外広告物に対しても自ずと配慮がなされていくような雰囲気をつくっていきましょう。
- 特にサブ区域である景観体験軸・沿道区域、歴史保全区域では、区域ごとに共通のルールや申し合わせを徐々に整えていくなどのきめ細かい景観形成の議論のなかで、屋外広告物に対する配慮も示していきましょう。
- 5章で示した景観重要建造物および景観重要樹木、さらに次項で示す景観重要公共施設な

---

1) 4-1に示した届出対象には「建築物又は工作物の外観に表示される特定外観意匠」、つまりコンビニエンスストアなどに見られる建物と一体となった看板などがあり、それについては景観計画のなかで景観形成基準が示されています。

どが今後指定されていきます。これらに隣接して設置する屋外広告物は、その魅力を損なわず、よりいっそう高めるよう、景観的な配慮をしていきましょう。

- 上伊那地域において官民一体となって活動している「三風の会」は、伊那西部広域農道をモデル対象として景観形成に取り組み、サインのデザイン提案もおこなっています。このような屋外広告物にかかわる活動の輪を広げていくことで、屋外広告物による景観形成をすすめていきましょう。



統一を図った誘導サイン



素材を建物と揃え、色彩にも配慮した誘導サイン



素材、色彩にも配慮した看板



「三風の会」によるサインデザイン提案の例

## 6-2 公共性の高い施設の整備に関する事項

---

---

公共事業として整備される、道路、橋梁、河川施設、水路、砂防施設、都市公園などは、それ自体が地域の骨格となり、宮田村の基本的景観をつくります。さらにアルプスの山並みや広々とした水田への眺望など、景観を眺める場所（視点場）を提供します。そのため、景観形成にとって非常に重要な要素です。また新設だけでなく、既存の施設の改修においても、きめ細かい配慮を蓄積していくことで、宮田村の景観特性を保全し、また際立たせていくことにつながります。

また公共性の高い施設としてつくられる学校、役場、病院、文化施設などは、多くの人々が利用するため、コミュニティの景観が展開する舞台となり、そのデザインや眺めは、規模の大小によらず宮田村の景観にとって重要です。

これら公共施設は、4章で示した届出および景観形成基準の適合判定という手順にはのりませんが、当然のことながら、3-2の景観形成の方針および4-3の景観形成基準に沿ったものとなることが求められます。また、景観法のなかには景観重要公共施設という仕組みがあり、これを使っていくことで、より積極的に景観形成を図ることができます。

景観重要公共施設は管理者の同意を得て宮田村が指定することができ、宮田村内にある国や県が管理者である施設も対象となります。景観重要公共施設に指定すると、施設そのものの整備における景観への配慮を求めること、また、バス停のような占用物の許可基準を示すことが可能となります。

景観への影響がきわめて大きく、また行政が積極的に取り組むことで効果的な景観形成が期待されるため、宮田村においては、公共施設について、以下の方針、考え方にそって景観形成をすすめていきます。

- 村が整備する公共施設については、3-2の景観形成の方針および4-3の景観形成基準に沿ったものとなるよう、7-2で示す総合的な景観づくりのための連絡協議の場などにおいて、事前協議を行っていきます。また県や国が整備する場合にも、協議を求めていきます。
- 景観重要公共施設の指定を図り、景観形成に寄与する公共施設の整備をすすめていきます。サブ区域の景観体験軸・沿道区域となる道路等は、景観重要公共施設の指定候補とします。
- 景観に与える影響が大きいと思われる施設の整備に際しては、計画設計段階で景観検討のた

めの議論の場を設置し、景観アドバイザーや専門家の助言を得ながら、宮田村の景観特性にあった施設となるよう工夫を重ねていきます。

### 宮田村にある主な公共的な施設

中央高速自動車道・国道153号・旧伊那街道・伊那西部広域農道・パノラマロード(村道116号(通称)山の平線)・天竜川・太田切川・黒川・小田切川・大沢川・堂沢川これらの河川にかかる橋梁・大久保ダム・ふれあい広場

国によってまとめられた主なガイドライン(\*局の名称はガイドライン発行当時のもの)

『景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案)』(平成17年/都市・地方整備局)

『道路デザイン指針(案)』(平成17年/道路局)

『景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン』(平成15年/道路局)

『河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」』(平成18年/河川局)

『砂防関係事業における景観形成ガイドライン』(平成19年/河川局)

『中部地方整備局 公共事業における色彩・デザイン指針』(平成27年)



宮田村の景観上重要な公共施設の例(上段左から順に 中央高速自動車道・国道153号・旧伊那街道・パノラマロード・伊那西部広域農道・小田切川・北の城橋・こまくさ橋・ふれあい広場)



### 6-3 営農と農地の景観に関する事項

---

---

宮田村の景観は、農地を抜きに語ることはできません。水田、畑、果樹園などの農地において農業が営まれているからこそ、宮田村の基本的景観が維持されています。宮田方式などの先進的な取り組みによって、これまで宮田村の農地はきわめて良好な状態に保たれてきました。この状態を今後も継続していくことが、ふるさと宮田村の景観を維持、継承していくために不可欠です。

一方、全国的にも農業の担い手不足は大きな課題となっています。産業としてみた場合、農産物の生産という側面だけから農業を持続させることは容易ではないため、農林水産省においても、農地の多面的価値の一つとしての優れた景観形成や環境保全機能の面を考慮した、営農を支援する取り組みが行われています。また、現代において農業を活性化させるためには、生産地の景観の魅力が農産物自体の価値を高めること、加工と流通を含めた6次産業としての展開、さらに都市との交流のための複合的な魅力の発信も考慮すべき重要な事項となります。

そのため、農業自体への支援、取り組みと一体となった景観形成を考えることが必要であり、景観法においては、農業振興地域を対象とした景観農業振興地域整備計画を策定できるとしています。これは、地域の魅力的な景観を保全、創出するために必要な、良好な営農条件を確保するための仕組みです。

あるいはまた、文化財保護法に定められた文化的景観という観点から、自然と人の生活が一体となって形成された特徴ある景観を保全、活用している例も各地にあります。文化的景観においても、景観は環境とそこでの生産や暮らしが一体となったものとしてとらえられています。

このような理解のもとで、以下の方針にそって農地の景観形成をすすめていきます。

- 宮田村の基本的景観は、水田耕作を基軸として永年にわたって人々がつくってきたもので、水源の確保と水路網の維持管理、農地の管理としての草刈り、さらには祭りや季節の風習など、山林、営農地、集落が一体となったものです。このような認識のもと、これまで培われてきた生産と暮らしの知恵や技術、コミュニティの価値を広く共有し、宮田村の基本的景観の維持、継承、活用が望まれます。

- 営農の継続による農地の景観の維持は、地域社会の連帯性（コモンズ）の維持にもつながるため、長野県農村景観育成方針（平成25年3月）などを参照しながら、積極的に集落、農地および背後の森林の景観形成に取り組んでいくことが望まれます。
- リンゴオーナー制度などによる都市農村交流の場、また商品価値の高い農作物や加工品のブランドイメージといった観点から、魅力的な農地景観の形成を図っていくことが期待されます。
- 宮田方式という革新的な取り組みによって営農努力を行ってきた実績もふまえ、将来にわたっても農業景観を維持、保全していくための積極的な取り組みとして、宮田村景観農業振興地域整備計画を必要に応じて策定していきます。



宮田村の田園景観を支える営農活動。働く人の姿自体もふるさと宮田の大切な景観の要素となっている。